

## 産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約書（案）

排出事業者（以下「甲」という。）と収集運搬及び処分業者（以下「乙」という。）とは、甲の事業場から排出される産業廃棄物の収集運搬及び処分に関し、次のとおり契約を締結する。

（委託の基準）

第1条 甲は、産業廃棄物の収集運搬及び処分を委託するに当たっては、産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可を有し、甲の産業廃棄物の収集運搬及び処分を事業範囲とする乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 前項の規定に基づき収集運搬を委託する産業廃棄物に係る乙の事業範囲は、次のとおりとする。

取り扱う産業廃棄物の種類	積み替えの有無

3 第1項の規定に基づき処分を委託する産業廃棄物に係る乙の事業範囲は、次のとおりとする。

- (1) 中間処理又は最終処分の事業の区分 （ 中間処理 ・ 最終処分 ）  
(2) 取り扱う産業廃棄物の種類及びその種類ごとの焼却処分、埋立処分などの中間処理又は最終処分の内容

取り扱う産業廃棄物の種類	中間処理又は最終処分の内容

4 乙の事業範囲を証するものとして、許可証の写しをこの契約書に添付する。また、乙は、許可内容に変更を生じたとき、許可の更新の申請をしたとき又は許可の更新がされたときは、甲に対して速やかに通知し、かつ、変更後の許可証、更新申請書又は更新後の許可証の写しを提出しなければならない。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和5年8月 日 から、令和5年12月31日までとする。

（産業廃棄物の種類及び数量）

第3条 甲が乙に対して収集運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量及び運搬の最終目的地（処分場所若しくは処分施設の所在地）等については、別表1のとおりとする。

（別表1）

	廃棄物の種類	数量	最終目的地（処分場所・処分施設）の所在地
1			
2			
3			
4			
5			

（作成上の注意事項）

1 廃棄物の種類は、同じ種類であって石綿含有産業廃棄物を含むものと含まないものの双方を扱う場合には、分けて記載する。また、石綿含有産業廃棄物を含むものを扱う場合には、種類の後ろに「(石綿含有産業廃棄物を含む)」を付け加える。

なお、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等についても上記と同様とする。

2 数量は、立方メートル、トン、リットル等の単位を記入すること。

2 甲が乙に対して処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分場所（処理施設）の所在地等については、別表2のとおりとする。

(別表2)

	廃棄物の種類	数量	処分方法	処理能力	処分場所の所在地
			上段：中間処分		
			下段：最終処分		
1					
2					
3					
4					

(作成上の注意事項)

1 廃棄物の種類は、同じ種類であって石綿含有産業廃棄物を含むものと含まないものの双方を扱う場合には、分けて記載する。

また、石綿含有産業廃棄物を含むものを扱う場合には、種類の後ろに「(石綿含有産業廃棄物を含む)」を付け加える。

なお、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等についても上記と同様とする。

2 数量は、立方メートル、トン、リットル等の単位を記入すること。

3 処理能力は単位を記入すること。

(積替え保管)

第4条 乙は、収集運搬を受託するに当たって積替え又は保管を行うときは、甲の承諾を得て次の積替え又は保管を行う場所で行わなければならない。

積替え又は保管を行う場所の所在地	
保管できる産業廃棄物の種類	
積替えのための保管上限	面積 高さ

安定型産業廃棄物のときには、積替え又は保管する場所において、他の廃棄物と混合することの諾否  諾  ・  否

(産業廃棄物管理票)

第5条 甲は、産業廃棄物を収集運搬業者に引渡すときは、引渡しと同時に、必要事項を記載した産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）を交付しなければならない。

2 乙は、委託に係る産業廃棄物の収集運搬及び処分を終了したとき、又は、最終処分が終了したことを確認したときは、管理票に必要事項を記載し、これらのときから10日以内に甲に送付しなければならない。

(受託業務終了時の報告)

第6条 乙は、受託に係わる産業廃棄物の処理を完了したときは、完了報告書を作成して甲に提出しなければならない。この場合、当該報告書は、前条第2項に定める管理票の提出をもって代えることができる。

(検査)

第7条 甲は、乙から前条の完了報告書を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。

(処理料金及び支払方法)

第8条 甲が処分を委託する産業廃棄物の収集運搬及び処分料金は、〇〇〇〇〇円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)とする。

2 乙は、前条の検査に合格した後甲に請求書を提出するものとし、甲は適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に、乙に対して処理料金を支払わなければならない。

(契約保証金)

第9条 契約保証金は免除とする(又は〇〇〇円)。

(適正処理)

第10条 乙は、受託に係る産業廃棄物について、法に基づき適正に処理しなければならない。

(適正処理に関する情報)

第11条 甲が乙に対して処理を委託する産業廃棄物の適正処理に関して必要な情報は次のとおりとする。

(1) 当該産業廃棄物の性状及び荷姿

(性状) (荷姿)

(2) 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化

無 ・ 有 ( )

(3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障

無 ・ 有 ( )

(4) 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であって、日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項

(ア) 廃パーソナルコンピュータ (イ) 廃ユニット形エアコンディショナー

(ウ) 廃テレビジョン受信機 (エ) 廃電子レンジ (オ) 廃衣類乾燥機

(カ) 廃電気冷蔵庫 (キ) 廃電気洗濯機

当該マークを有するもの 無 ・ 有 ( )

(5) 石綿含有産業廃棄物の有無 無 ・ 有

(6) 水銀使用製品産業廃棄物の有無 無 ・ 有

(7) 水銀含有ばいじん等の有無 無 ・ 有

(8) その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべきこと

無 ・ 有 ( )

2 甲は、前項の情報に変更が生じる場合には、甲乙協議の上、乙に対して事前に情報

を提供しなければならない。この場合、書面をもって情報を提供するものとし、変更となる時点を明確にしなければならない。

3 甲は、特定の産業廃棄物（燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの）の処理を委託するときは、公的検査機関又は環境計量検定証明事業所が発行する「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（環境庁告示第13号）による分析証明書を、乙に提出しなければならない。

4 甲は、委託する産業廃棄物に有害な化学反応を起こさせる他の物質を混入してはならない。万一混入したため、乙の処理業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、乙は、当該産業廃棄物の引取りを拒むことができる。

（運搬状況及び処理状況の報告）

第12条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して産業廃棄物の運搬状況及び処理状況に関する報告を求めることができる。

（違約金）

第13条 乙は、契約の履行遅滞があったときは、遅滞日数に応じ契約金額に年2.5%の割合を乗じて計算した金額を、違約金として甲に納付しなければならない。ただし、違約金の金額が100円に満たない場合は、この限りでない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第14条 乙は甲の承認を得なければ、この契約に係る権利又は義務を他人に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引受けさせてはならない。

（再委託の禁止）

第15条 乙は、委託を受けた産業廃棄物の全部又は一部の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、契約期間中、やむを得ない事由により処理業務を他人に委託せざるを得ないときで、乙が、あらかじめ甲から書面による承諾を得て法令に定める再委託の基準に従って行う場合はこの限りでない。

（履行期間の延長）

第16条 乙は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なくその理由を明示した書面をもって履行期間の延長を求めることができる。

2 甲は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を検討し、正当であると認めるときは、履行期間を延長することができる。

（秘密の保持）

第17条 甲、乙は、この契約に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（甲の催告による契約の解除）

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく受託した業務に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

(2) 履行期間内に受託した業務が完了しないとき又は完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約の義務を履行しないとき。

(甲の催告によらない契約の解除及び処理されない産業廃棄物の取扱い)

第19条 甲は、契約の相手方が、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 法令等の規定に違反したとき。
- (2) この契約の条項に違反したとき。
- (3) 差押え、営業停止、手形不渡り処分等の事態が生じたとき。
- (4) 監督官庁から許可の取消し、停止等の処分を受けたとき。
- (5) 契約の締結及び履行に関し不正の行為があったとき。
- (6) 履行期限までに業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (7) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該再委託契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 第18条及び前項の規定に基づき契約を解除する場合であって、委託に係る産業廃棄物の処理が完了したことを確認できないときは、甲、乙協議により、当該未処理産業廃棄物を、次のいずれかの方法で処理することを定めた後でなければ解除することができない。

- (1) 法令の基準に従って再委託を行うこと。
- (2) 甲が引き取り、別途処分を行うこと。

なお、甲、乙の一方に、委託に係る産業廃棄物を処理する能力がないと認められるときは、他方が処分の責任を負うものとする。

(損害賠償義務)

第20条 乙は、第18条及び第19条第1項の規定によりこの契約が解除された場合、これによって甲に生じた損害の額を甲の請求に基づき速やかに納付しなければならない。

(談合等の不正行為に係る損害賠償)

第21条 この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、乙は、甲の請求に基づき契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む）。
  - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (4) この契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
  - (5) この契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙は、甲に生じた損害額が前項の規定する賠償金の額を超える場合は、その超える額を、甲の請求に基づき甲の指定する期間内に支払わなければならない。
  - 3 乙は、前2項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをした日までの日数に応じ、請求金額に年2.5%を乗じて得た額の遅延利息を甲に納付しなければならない。

(暴力団員等からの不当な要求の報告)

第22条 乙は、乙又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。

2 乙は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

(事業者調査への協力)

第23条 甲が、この契約に係る甲の適正な予算執行を期するため必要があると認めるときは、甲は乙に対し、乙が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し（甲に関する部分に限る。）の提出について、協力を要請することができる。

(定めのない事項等)

第24条 この契約に定めのない事項、又は、この契約に関する疑義が生じたときは、法令の規定に基づき、甲、乙協議のうえ定める。

(契約書の保存期間)

第25条 甲、乙は、この契約書及び産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写しを契約終了日から5年間保存しなければならない。

この契約の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙は、それぞれ記名押印のうえ、その1通を所持する。

令和5年8月 日

住所

甲 排出事業者 氏名

(法人のときは、その所在地、名称及び代表者名)

住所

乙 処分業者 氏名

(法人のときは、その所在地、名称及び代表者名)